

15 年 5 月 28 日、「BEPS 移転価格税制」について経団連事務局から説明があり、その後議論を行いました(資料別添)。

説明の概要は以下のとおり（一部省略）。

- BEPS の議論において移転価格税制関連では、以下の点が課題・議論となっている。
- 無形資産については、OECD での定義が固まった。これを受けてわが国でも、定義を明確・詳細にしていくことが必要ではないか。なお、中国などの主張したロケーションセービングは定義に入らなかった。
- リスクのところ、新たな移転価格の分析フレームとして、「基礎的な経済実質にかける場合、その取引は否認される」との案が出ているが、この意味はどのようなものなのか、今後議論が進んでいく。
- 移転価格算出方法として、利益分割法をどうとらえるか。OECD 事務局の草案では、TNMM で比較対象取引を見つけ出すことの困難性を考えると、利益分割法の適用可能性についてガイダンスを洗練したい、との問題提起があった。その上で、PS 法の適用できるシナリオを 9 つ提示している。これをどう受け止めるべきか。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。